よくあるご質問（デジアナ変換利用世帯支援）

1　支援の内容について

（問１）どのような支援ですか？
（問２）デジアナ変換とは何ですか？
（問３）どのような支援を受けられますか？
（問４）簡易なチューナーの機種やメーカーを選べますか？
（問５）住まいで複数台のアナログテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴していますが、アナログテレビの台数分のチューナーをもらえますか？
（問６）チューナーを自分で設置できない場合は電器店などに依頼してもよいですか？設置に必要な費用も給付してもらえますか？

2　支援対象世帯について

（問７）誰が支援を受けられますか？
（問８）デジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴しているかわかりません。どうすればわかりますか？
（問９）ケーブルテレビ会社と契約を結んでいないと支援は受けられませんか？
（問 10）アナログテレビが壊れてしまいました。この支援は受けられませんか？
（問 11）住まい以外の場所にあるアナログテレビに設置するためにこの支援を受けられますか？

3　支援の申込方法について

（問 12）申込方法を教えてください。
（問 13）申込みに際しては、支援の申込書のみを郵送すればよいのですか？
（問 14）支援の申込書に添える必要書類を用意するために手数料などがかかった場合は、手数料なども給付してくれますか？
（問 15）支援の申込書に添えて郵送した必要書類（※）は、支援の後に返してもらえますか？（問 16）いつの時点でＮＨＫと放送受信契約を結べばこの支援を受けられますか？
（問 17）申込みはいつまでできますか？

4　支援の実施について

（問 18）支援の申込書と必要書類（※）を郵送すれば、支援は受けられますか？
（問 19）簡易なチューナーは、どのように給付されるのですか？
（問 20）簡易なチューナーの配送先は指定できますか？
（問 21）簡易なチューナーを受領する日を指定することはできますか？

（問 22）簡易なチューナーの設置方法や操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（問 23）簡易なチューナーの設置ができません。どうすればよいですか？

5　支援実施後のアフターケアについて

（問 24）簡易なチューナーの操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（問 25）簡易なチューナーが故障した場合はどうすればよいですか？

（問 26）簡易なチューナーの保証期間は？

6　その他

（問 27）支援を受けたあとに引っ越しました。再度この支援を受けられますか？

（問 28）この支援を受けた後に、支援対象世帯の要件を満たさなくなった場合、簡易なチューナーは返還しなければならないのでしょうか？

（問 29）この支援を受けたあとに地上デジタルテレビ放送対応テレビを購入した場合など、簡易なチューナーが不要となった場合はどうすればよいですか？

1　支援の内容について

（問１）
どのような支援ですか？

（答１）
お住まいのアナログテレビでケーブルテレビなどのデジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）している世帯に対して、デジアナ変換終了後も引き続き地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できるようにするために必要最低限の支援として簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「簡易なチューナー」といいます。）を１台無償で給付します。

（問２）
デジアナ変換とは何ですか？

（答２）
ケーブルテレビなどで地上デジタルテレビ放送をアナログ放送の信号に変換して再放送するもので、アナログテレビでも地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できます。デジアナ変換は、平成 27 年４月までに終了する予定で、それまでにお住まいのアナログテレビを次のいずれかの方法により地上デジタルテレビ放送対応にしないと地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できなくなります。
①　デジタルテレビに買い替える
②　チューナーを購入する
③　ケーブルテレビと契約する

視聴中のテレビ画面の右上に「デジアナ変換」というロゴが表示されている場合やテレビ画面下部にデジアナ変換終了の案内のテロップが表示されている場合は、デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴していることになります。

【注】デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴していても、上記のロゴやテロップが表示されない場合があります。デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴しているか分からない場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせください。

（問３）
どのような支援を受けられますか？

（答３）
簡易なチューナーを１台無償で給付します。簡易なチューナーが１台あれば、デジアナ変換終了後も、お住まいにあるアナログテレビ１台で引き続き地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できます。
簡易なチューナーは、原則として申込書に記入された住所に配送します。取扱説明書などを参照してご自身で設置してください。設置方法や操作方法がわからない場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせいただければ、電話でサポートします。
この支援は、デジアナ変換終了後もお住まいにあるアナログテレビ１台で引き続き

地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できるように必要最低限の支援を実施するものです。お住まいにある２台目以降のアナログテレビは支援対象となりませんので、ご自身で対処してください。

（問４）
簡易なチューナーの機種やメーカーを選べますか？

（答４）
機種やメーカーは選べません。

（問５）
住まいで複数台のアナログテレビで地上デジタルテレビ放送を視聴していますが、アナログテレビの台数分のチューナーをもらえますか？

（答５）
この支援は、デジアナ変換終了後もお住まいにあるアナログテレビ１台で引き続き地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できるように必要最低限の支援を実施するものです。お住まいにある２台目以降のアナログテレビは支援対象となりませんので、ご自身で対処してください。

（問６）
チューナーを自分で設置できない場合は電器店などに依頼してもよいですか？設置に必要な費用も給付してもらえますか？

（答６）
この支援は簡易なチューナー１台を無償で給付するものです。簡易なチューナーの設置に必要な費用は給付できません。取扱説明書などを見ても簡易なチューナーの設置方法や操作方法がわからない場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせいただければ電話でサポートします。

２　支援対象世帯について

（問７）
誰が支援を受けられますか？

（答７）
お住まいのアナログテレビなどでケーブルテレビなどのデジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）している世帯であって、次のいずれかの世帯に該当する世帯が対象となります。

１　ＮＨＫの放送受信料全額免除の措置を受けている世帯
(1) 生活保護などの公的扶助を受けている世帯
① 生活保護法に定める扶助を受けている世帯
② ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する養護を受けている世帯
③ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関

する法律に規定する支援給付を受けている世帯

(2)障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税（特別区民税を含みます。）非課税の措置を受けている世帯

世帯構成員のどなたかが障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書)、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）をお持ちで、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯

(3)社会福祉施設に入所されている世帯

社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されていて、自らアナログテレビを持ち込んでいる世帯

(4)東日本大震災により次のいずれかに該当する世帯

① 半壊、半焼、または床上浸水程度の被害を受けた世帯

② 避難の勧告、指示、または退去命令を継続して１か月以上受けた世帯

２ 平成 25 年８月の生活扶助基準見直しにより生活保護の対象とならなくなった世帯

【注】ＮＨＫと放送受信契約を結んでいる必要があります。放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後速やかに結んでください。

３ テレビの音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置している世帯

【注】ＮＨＫと放送受信契約を結んでなくても支援対象となります。

（問８）

デジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴しているかわかりません。どうすればわかりますか？

（答８）

視聴中のテレビ画面の右上に「デジアナ変換」というロゴが表示されている場合やテレビ画面下部にデジアナ変換終了の案内のテロップが表示されている場合は、デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴していることになります。

ただし、デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴していても、上記のロゴやテロップが表示されない場合があります。デジアナ変換で地上デジタルテレビ放送を視聴しているか分からない場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせください。

（問９）

ケーブルテレビ会社と契約を結んでいないと支援は受けられませんか？

（答９）

ケーブルテレビ会社と契約を結んでいなくても支援は受けられます。

（問 10）

アナログテレビが壊れてしまいました。この支援は受けられませんか？

（答 10）

この支援は、お住まいのアナログテレビなどでケーブルテレビなどのデジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）している世帯に対して、デジアナ変換終了後も引き続き地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できるようにするためのも

です。アナログテレビが壊れてしまった場合などで修理すれば使える場合、もしくは知人などから代替のアナログテレビを入手できる場合などは、一時的な中断はあってもデジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）していたという事実は存在しますので支援は受けられます。

（問 11）
住まい以外の場所にあるアナログテレビに設置するためにこの支援を受けられますか？

（答 11）
この支援は、お住まいのアナログテレビでケーブルテレビなどのデジアナ変換により地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）している世帯に対して、デジアナ変換終了後も引き続き地上デジタルテレビ放送を視聴（聴取）できるようにするために必要最低限の支援として簡易なチューナーを１台無償で給付するものです。お住まい以外の場所にあるアナログテレビのための支援は実施しません。

３　支援の申込方法について

（問 12）
申込方法を教えてください。

（答 12）
支援の申込書に掲載されている注意事項などをよくご覧になり、支援の申込書に必要事項を記入のうえ必要書類（※）を添えて、支援の申込書といっしょに送付された返信用封筒（切手不要）に入れて、総務省　地デジチューナー支援実施センターに郵送してください。
支援の申込書は、総務省　地デジチューナー支援実施センターに連絡をいただければ郵送します。

※　必要書類については、問 13 の答えを参照してください。

（問 13）
申込みに際しては、支援の申込書のみを郵送すればよいのですか？

（答 13）
支援の申込書といっしょに次の書類を郵送してください。
（１）ＮＨＫの放送受信料全額免除の措置を受けている世帯（東日本大震災により被災等を受けた世帯を除きます）の場合
原則として、次のいずれかの書類
①　放送受信料全額免除の措置を受けることを承認された場合にＮＨＫから送付される放送受信料免除受理通知書（コピー可）
②　放送受信料全額免除の申請をＮＨＫにするときに必要な地方公共団体などから放送受信料全額免除事由に該当することの証明を受けた放送受信契約書（兼）放送受信料免除申請書（全額免除）（原本）（※１）

※１　郵送された放送受信契約書（兼）放送受信料免除申請書（全額免除）（原本）は、総務省　地デジチューナー支援実施センターからＮＨＫに送付します。
放送受信料全額免除の措置を受けることが承認された場合は、ＮＨＫから放送受信料免除受理通知書が送付されますが、それを総務省地デジチューナー支援実施センターに郵送する必要はありません。

（２）東日本大震災により被災等を受けた世帯の場合
東日本大震災により
① 半壊、半焼、または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯はり災証明書（コピー可）
② 避難の勧告、指示、または退去命令を継続して１か月以上受けた世帯は被災証明書（コピー可）

（３）平成 25 年８月の生活扶助基準見直しにより生活保護の対象とならなくなった世帯の場合
見直し前の生活扶助基準であれば生活保護法に定める扶助を受けられる世帯であることを地方公共団体から証明を受けた書類（※２）（原本）

※２　総務省　地デジチューナー支援実施センターに申込書の送付を依頼するときに、生活扶助基準見直しにより生活保護の対象とならなくなった世帯であることを伝えていただければ、地方公共団体から証明を受ける書類の様式を申込書に同封して郵送します。なお、地方公共団体が書類の様式を設けている場合は、その様式に証明を受けてください。

（４）テレビの音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置している世帯の場合
放送受信料全額免除の申請をＮＨＫにするときに必要な地方公共団体などから放送受信料全額免除事由に該当することの証明を受けた放送受信契約書（兼）放送受信料免除申請書（全額免除）（原本）（※３）

※３　郵送された放送受信契約書（兼）放送受信料免除申請書（全額免除）（原本）は、総務省　地デジチューナー支援実施センターからＮＨＫに送付しません。支援を申込んだことにより、ＮＨＫから放送受信契約の案内の連絡はありません。

【注】各世帯の詳細については問７の答えを参照してください

（問 14）
支援の申込書に添える必要書類（※）を用意するために手数料などがかかった場合は、手数料なども給付してくれますか？

（答 14）
給付できません。ご自身で負担してください。

※　必要書類については、問13の答えを参照してください。

（問15）
支援の申込書に添えて郵送した必要書類(※)は、支援の後に返してもらえますか？

（答15）
送付された支援の申込書や必要書類はお返しできません。

※　必要書類については、問13の答えを参照してください。

（問16）
いつの時点でＮＨＫと放送受信契約を結べばこの支援を受けられますか？

（答16）
支援の申込時点で放送受信契約を結んでいることが必要です。もし結んでいない場合は、支援の申込後速やかに放送受信契約を結んでいただくことを前提として支援を申込んでください。

なお、その後も放送受信契約が結ばれない場合は、ＮＨＫから放送受信契約に関する案内の連絡がある場合があります。

（問17）
申込みはいつまでできますか？

（答17）
平成27年6月30日（火）まで（消印有効）となっています。

4　支援の実施について

（問18）
支援の申込書と必要書類（※）を郵送すれば、支援は受けられますか？

（答18）
支援の申込書の記載内容と必要書類（※）の記載内容、およびＮＨＫ放送受信契約状況などにより審査を実施します。審査の結果、支援が決定した場合にのみ支援を受けられます。

※　必要書類については、問13の答えを参照してください。

（問19）
簡易なチューナーは、どのように給付されるのですか？

（答19）
支援を実施することが決定した世帯には、簡易なチューナー（１台）を宅配便で配送します。なお、配送経費のお支払いは不要です。

（問 20）
簡易なチューナーの配送先は指定できますか？

（答 20）
簡易なチューナーは、原則として支援の申込書に記入された申込者の住所に配送します。

（問 21）
簡易なチューナーを受領する日を指定することはできますか？

（答 21）
簡易なチューナーを受領する日は指定できません。宅配便で配送しますので、不在の場合は不在票が投函されます。配送日は宅配業者と調整してください。

（問 22）
簡易なチューナーの設置方法や操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（答 22）
総務省　地デジチューナー支援実施センターに電話でご連絡いただければ、電話でサポートします。なお、お住まいを訪問したサポートは実施できません。

（問 23）
簡易なチューナーの設置ができません。どうすればよいですか？

（答 23）
総務省　地デジチューナー支援実施センターにお問い合わせいただければ電話でサポートします。

５　支援実施後のアフターケアについて

（問 24）
簡易なチューナーの操作方法がわかりません。どうすればよいですか？

（答 24）
総務省　地デジチューナー支援実施センターに電話でご連絡いただければ、電話でサポートします。なお、お住まいを訪問したサポートは実施しません。

（問 25）
簡易なチューナーが故障した場合はどうすればよいですか？

（答 25）
メーカーに問い合わせてください。問い合わせ先は、簡易なチューナーの箱に同梱されている取扱説明書などに掲載されています。

（問 26）
簡易なチューナーの保証期間は？

（答 26）
受領した日（給付を受けた日）から１年間です。

【注】簡易なチューナーの箱に同梱されている取扱説明書などには、簡易なチューナーの保証期間は３年間と掲載されていますが、受領した日（給付を受けた日）から１年間となりますのでご注意ください。

６　その他

（問 27）
支援を受けたあとに引っ越しました。再度この支援を受けられますか？

（答 27）
支援は一つの世帯に１回のみとなりますので、引っ越した場合に再度支援を受けることはできません。（地震、台風などの天災などにより簡易なチューナーが使用できなくなった場合も再度支援を受けることはできません。）

（問 28）
この支援を受けた後に、支援対象世帯の要件を満たさなくなった場合、簡易なチューナーは返還しなければならないのでしょうか？

（答 28）
支援の実施時点で支援対象世帯の要件（※）を満たしていれば支援を受けられます。支援実施後に支援対象世帯の要件を満たさなくなった場合でも返還する必要はありませんので、そのままお使いください。

※　支援対象世帯の要件は問７の答えを参照してください。

【注】簡易なチューナーは給付したものであって、レンタル（貸与）したものではありません。

（問 29）
この支援を受けたあとに地上デジタルテレビ放送対応テレビを購入した場合など、簡易なチューナーが不要となった場合はどうすればよいですか？

（答 29）
簡易なチューナーは、受領した日（給付を受けた日）から５年間は譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などはできませんので、不要となった場合でも保管してください。保管することが困難な場合は、総務省　地デジチューナー支援実施センターにご相談ください。
受領した日（給付を受けた日）から５年以内に譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄などをしたことが発覚した場合は、給付を受けた簡易なチューナーの返還、返還不能な場合は、実費賠償していただきます。
５年経過後は、自由に処分していただいて結構です。なお、支援を受けた方が亡くなった場合に引き続きその世帯でご使用になること、および遺産等を相続された方の世帯でご使用になることは問題ありません。